学校教育法施行規則第八十八条の二（同令第百十三条第三項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）が履修させることができる授業は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるものであって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたものとする。この場合において、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）は、同条に規定する授業を行う科目、総合的な学習の時間又は特別活動について、特別支援学校の高等部は、同令第百三十五条第五項において準用する同令第八十八条の二に規定する授業を行う教科若しくは科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動又は自立活動について、それぞれこれらの特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものとする。

○文部科学省経済産業省告示第四号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月一日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　宮沢　洋一

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示

電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「第十二条に基づく」を「第十二条の規定に基づく」に改め、「この号」の下に「及び第十二条第一項第一号イ」を加える。

第五条の表中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

第九条第一項第一号イ中「Aは、交付年度」を「Aは、第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号において「申請年度」という。）に、「Bは、交付年度」を「Bは、申請年度」に改め、ロの属する月の前々月の末日」の下に「（当該原子力発電供用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあっては、当該廃止の日）」を加える。

第十条第一項第一号中「交付金の交付年度」を「第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号及び別表第八において「申請年度」という。）に、「交付年度の」を「申請年度の」に改め、「前々会計年度の」の下に「十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（別表第八において「対象期間」という。）」を加える。

第十一条第一項中「この条の規定に基づく交付金の交付年度」を「第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この条及び別表第十六において「申請年度」という。）」に改め、同項第一号中「第十七条第一項の規定により交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この条において「申請年度」という。）」を「申請年度」に改め、同項第四号中「前々会計年度の」の下に「十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（以下この条及び別表第十六において「対象期間」という。）」を加え、同項第七号から第九号まで及び第十一号並びに同条第二項第五号及び第六号中「申請年度の前々会計年度」を「対象期間」に改める。

第十二条第一項第一号イ中「交付年度の十一年前の会計年度から前々会計年度」を「申請年度の十年前の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第二項から第七項までの規定にかかわらず、対象水力発電施設がこれらの項に規定する算定期間中に廃止される場合には、当該廃止の日の属する会計年度の末日までの期間を算定期間とする。

第十四条第二項中「原子力発電密接関連施設（」の下に「実用ウラン濃縮施設」を、「係る」の下に「第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく」を加え、「における年間」を「の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（以下この条及び別表第十八において「対象期間」という。）に、「年間処理量」を「対象期間の処理量」に、「年間加工量、実用ウラン濃縮施設にあってはトンＳＷＵを単位とする製品ウランの年間生産量」を「対象期間の加工量」に、「年間搬入量」を「対象期間の搬入量」に、「申請年度の前々会計年度」を「対象期間」に、「年間最大処理能力」を「対象期間の最大処理能力」に、「年間最大加工能力、実用ウラン濃縮施設にあってはトンＳＷＵを単位とする製品ウランの年間最大生産能力」を「対象期間の最大加工能力」に、「年間最大搬入量」を「対象期間の最大搬入量」に、「前項」を「前項の規定」に改め、「、十」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「申請年度の前々会計年度」を「対象期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　原子力発電密接関連施設（実用ウラン濃縮施設に限る。）に係る申請年度の前々会計年度における年間の稼働実績（トンＳＷＵを単位とする製品ウランの年間生産量）が、申請年度の前々会計年度の末日における設備能力（トンＳＷＵを単位とする製品ウランの年間最大生産能力をいう。以下この項において同じ。）の十分の八を下回った場合の毎会計年度の交付金の交付限度額は、第一項の規定にかかわらず、当該施設の設備能力を表す数に別表第十八備考十に定める金額を乗じて得た金額に十分の八を乗じて得た金額とする。

附則第四条から第五条の二までを削り、附則第六条を附則第四条とし、附則に次の一条を加える。

（原子力発電施設の運転停止期間に係る特例）

第五条　平成二十五年度において、原子力発電施設が施設の安全性を確保するために運転を停止した場合における別表第八備考十六及び別表第十六備考六の規定の適用については、別表第八備考十六Ｃ及び別表第十六備考六Ｃは、当該原子力発電施設が運転を停止した日から起算して三月を経過した日までの日数とする。

別表第三の備考二中「十一年前の会計年度から前々会計年度」を「十年前の十月一日から前会計年度の九月三十日」に改める。

別表第八の表（一）及び表（二）中「交付年度の前々会計年度」を「対象期間」に、「交付年度の前会計年度」を「申請年度の前会計年度」に、「当該年度」を「当該年度の開始の日から当該年度の九月三十日までの期間」に、「含む」を「除く」に改め、別表第八の備考二中「交付年度の前々会計年度の期間」を「対象期間」に改め、別表第八の備考三中「交付年度」を「申請年度」に改め、別表第八の備考五及び六中「交付年度の前々会計年度」を「対象期間」に改め、別表第八の備考十六中「前々会計年度において」を「対象期間において」に、「当該年度に」を「当該期間に」に、「当該年度の前年度」を「当該期間前」に、「Aは、前々会計年度」を「Aは、対象期間」に、「前々会計年度の期間」を「対象期間」に、「前々会計年度の会計年度中に」を「当該期間において」に、「前々会計年度の会計年度末」を「当該期間の末日」に、「Cは、前々会計年度」を「Cは、対象期間」に、「前々会計年度の全期間」を「対象期間の全期間」に、「Dは、前々会計年度」を「Dは、対象期間」に、「前々会計年度に定格出力」を「対象期間に定格出力」に、「前々会計年度における定格出力」を「対象期間における定格出力」に改め、「出力低下期間を除く」の下に「。以下同じ」を加え、「当該期間に」を「対象期間に定格出力を低下させて運転した期間に」に改める。

別表第十二四一原第四五九一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備の項から四七原第一〇九一八号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた六号炉使用済燃料貯蔵設備の項までを削る。